

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

- ・和田内潜建株式会社 七尾市万行町1-24
- ・姥浦建設株式会社 七尾市藤橋町申1
- ・株式会社豊商 白山市相川町1227

2 指名停止期間

令和2年6月12日から令和2年6月25日まで (2週間)

3 指名停止事由

- ① 令和2年5月13日、中能登土木総合事務所発注の「二級河川 御祓川 広域河川改修工事(第4細口橋A1橋台工)」において、下請業者が大型杭打ち機の組み立て作業を行っていたところ、部品が転がり、組み立て作業を行っていた作業員の左足に接触し、負傷した。

〔元請業者 和田内潜建株式会社
下請業者 株式会社豊商〕

6月2日に、七尾労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し、必要な措置を講じていなかったとして、上記有資格者に対し、是正勧告書を交付した。

- ② 令和2年5月26日、中能登土木総合事務所発注の「二級河川 御祓川 広域河川改修工事(第3細口橋A1橋台工)」において、下請業者が大型クレーンの組み立て作業を行っていたところ、組み立てのために別のクレーンによって吊り上げられていた先端部分が旋回し、作業員の頭に接触、負傷した。

〔元請業者 姥浦建設株式会社
下請業者 株式会社豊商〕

6月2日に、七尾労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し、必要な措置を講じていなかったとして、上記有資格者に対し、是正勧告書を交付した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。(土木部入札審査委員会決定)

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 大野
内 線 5023
外 線 076-225-1712